

# 最判 55.1.24 「食品包装容器事件」

## 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

## 理 由

上告代理人高野裕士、同角田嘉宏の上告理由について

実用新案登録の無効についての審決の取消訴訟においては、審判の手續において審理判断されていなかった刊行物記載の考案との対比における無効原因の存否を認定して審決の適法、違法を判断することの許されないことは、当裁判所の判例の趣旨とするところであるが（最高裁昭和四二年（行ツ）第二八号同五一年三月一〇日大法廷判決・民集三〇卷二号七九頁参照）、審判の手續において審理判断されていた刊行物記載の考案との対比における無効原因の存否を認定して審決の適法、違法を判断するにあたり、審判の手續にはあらわれていなかった資料に基づき右考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）の実用新案登録出願当時における技術常識を認定し、これによつて同考案のもつ意義を明らかにしたうえ無効原因の存否を認定したとしても、このことから審判の手續において審理判断されていなかった刊行物記載の考案との対比における無効原因の存否を認定して審決の適法、違法を判断したものということはできない。

本件についてこれをみるのに、原審は、所論の乙一号証の二により当業者の右実用新案登録出願当時における技術常識を認定し、これにより審判の手續において審理判断されていた第三引用例に本件考案における密封包装の技術が開示されていると認定して本件考案が第一ないし第三引用例からきわめて容易に考案することができたとした審決の判断を支持したものであることは、原判文に照らして明らかであるから、原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判

# 短答試験

H18-44-4

- 4 審決取消訴訟において、裁判所は、審判の手續で審理判断されていた刊行物記載の発明のもつ意義を明らかにするため、審判の手續に現れていなかった資料に基づき、当該特許出願当時における当業者の技術常識を認定することができる。

4 ○ 最判 S55. 1. 24 「食品包装容器事件」

本判例では、「審決取消訴訟において、審判の手續において審理判断されていた刊行物記載の考案との対比における無効原因の存否を認定して審決の適法、違法を判断するにあたり、審判の手續にあらわれていなかった資料に基づき当業者の実用新案登録出願当時における技術常識を認定し、これによって同考案のもつ意義を明らかにしたうえ無効原因の存否を認定することは許される。」と判示している。

よって、本枝は正しい。

H27-60-(木)

- (木) 審決取消訴訟において、当事者が、審判手續では取り調べられなかった特許公報を証拠として取り調べることを請求した場合、裁判所は、当該特許公報を証拠として取り調べることはできない。

(木) × 最判 S51. 3. 10 「メリヤス編機事件」、最判 S55. 1. 24 「食品包装容器事件」

審判手續で取り調べられなかった特許公報を審決取消訴訟において主要証拠として取り調べることはできないが（最判 S51. 3. 10）、補強証拠としてなら取り調べることができる（最判 S55. 1. 24）。

本枝における特許公報は、主要証拠か、補強証拠か不明である。

よって、本枝は、「取り調べることはできない」と断言している点において誤り。